

介護老人保健施設マオイの里運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 恵庭南病院（以下「病院」という）が設置運営する介護老人保健施設（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び介護支援専門員その他の職員（以下「従業者」という）が、要介護状態にある利用者に日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活ができるよう介護老人保健施設サービスを提供することと共に、利用者の在宅復帰を目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行い、施設生活の質の向上及び利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護老人保健施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 介護老人保健施設サービスの提供を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 マオイの里
- (2) 所在地 夕張郡長沼町東5線北4番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する介護老人保健施設サービスの提供にあたる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医 師 1名(常勤換算)以上
- (2) 管理栄養士 1名
- (3) 看護職員 8名(常勤換算)以上
- (4) 介護職員 20名(常勤換算)以上(介護福祉士50%以上配置)
- (5) 理学療法士 2名(兼務) 作業療法士 1名(兼務)
- (6) 介護支援専門員 1名(兼務)

介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、看護・介護サービス等に基づき、他の従業者と協議の上、施設サービス計画を作成する。

(7) 事務職員 必要数以上

(8) 支援相談員 2名

利用者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け整理する。

(利用者の定員)

第5条 利用定員は80名とする。

(介護の内容)

第6条 介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 療養上の管理

(2) 看護

(3) 医学的管理下の介護

(4) 機能訓練その他必要な医療

(介護サービス計画の作成)

第7条 介護老人保健施設サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護老人保健施設介護サービス計画を作成する。

2 介護サービス計画の作成、変更には、利用者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第8条 施設が、介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該老人保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは厚生労働大臣が定めた法定の額（1割、2割、3割）とする。

2 前項のほか、重要事項説明書に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

3 月の中途における入所又は退所については日割り計算とする。又、外泊、入院等により利用されなかった場合でも、居住費、特別な居室の提供に係る費用、出納管理料は徴収することとする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入退所にあたっての留意事項)

第9条 介護老人保健施設サービスにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 喫煙は敷地内全面禁煙とする。
- (2) 多額の現金、貴重品は持ち込まないこと。(必要に応じ預かる場合もある)
- (3) ペットの持ち込みは許可を受けて行うこと。
- (4) 外出、外泊の際は事前に申し出ること。(届出用紙あり)
- (5) 面会時間は原則として9時～20時とする。
- (6) 他の入所者に迷惑をかけること。
- (7) 事業所の設備、備品の取り扱いに注意すること。
- (8) 家族はできるだけ入所者と関わりを持つこと。

- 2 退所に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供期間と協議し、介護の継続性が維持されるような、退所に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第10条 本施設は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- | | |
|----------------|--------------|
| 受付窓口 担当者 松明 伸幸 | 0123-88-1661 |
| 2 長沼町役場 福祉課 | 0123-82-5555 |
| 国民健康保険団体連合会 | 011-231-5175 |
| 北海道社会福祉協議会 | 011-204-6310 |

(損害賠償)

第12条 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第13条 介護老人保健施設サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第14条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。
- 3 管理者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 4 事業者は、非常災害時に長沼町消防署及び長沼町高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元地区自治体との協力・連携体制を図る。
最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(その他運営についての重要事項)

第16条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修

(2) 経験に応じた研修

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、利用者本人や家族に対して身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得よう努める。仮に事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明を行うこととする。
緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することとする。
緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(虐待防止対策)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

付 則 この規程は、平成16年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 8月 1日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成19年 3月15日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成22年 1月 1日から一部変更にて施行する。

この規定は、平成24年 5月 1日から一部変更にて施行する。

この規定は、平成26年 9月 1日から一部変更にて施行する。

この規則は、平成27年 3月 1日から一部変更にて施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から一部変更にて施行する。

この規定は、平成28年 1月22日から一部変更して施行する。

この規定は、平成28年 2月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成28年11月21日から一部変更して施行する。

この規定は、平成29年 3月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成29年12月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年 5月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年 9月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年 9月10日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年10月16日から一部変更して施行する。
この規定は、平成30年11月1日から一部変更して施行する。
この規定は、平成30年11月16日から一部変更して施行する。
この規定は、平成31年2月1日から一部変更して施行する。
この規定は、平成31年3月1日から一部変更して施行する。
この規定は、平成31年4月1日から一部変更して施行する。
この規定は、平成31年4月8日から一部変更して施行する。
この規定は、令和元年6月1日から一部変更して施行する。
この規定は、令和元年7月3日から一部変更して施行する。
この規定は、令和元年7月22日から一部変更して施行する。
この規定は、令和元年9月1日から一部変更して施行する。
この規定は、令和2年1月1日から一部変更して施行する。
この規定は、令和2年4月1日から一部変更して施行する。
この規定は、令和2年7月1日から一部変更して施行する。
この規定は、令和2年9月16日から一部変更して施行する。
この規定は、令和3年2月1日から一部変更して施行する。
この規定は、令和3年4月1日から一部変更して施行する。
この規定は、令和3年8月1日から一部変更して施行する。
この規定は、令和3年10月1日から一部変更して施行する。
この規定は、令和4年4月1日から一部変更して施行する。